

○武蔵村山市個人情報保護条例

平成元年12月27日条例第30号

改正

平成13年3月8日条例第3号

平成14年12月6日条例第26号

平成17年10月3日条例第20号

平成17年12月12日条例第25号

平成18年3月31日条例第20号

平成20年3月18日条例第20号

平成21年3月9日条例第4号

武蔵村山市個人情報保護条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 個人情報の取扱い(第5条—第10条)

第3章 保有個人情報の開示請求等の権利(第11条—第18条)

第4章 苦情の申出、救済手続及び情報公開・個人情報保護審査会(第19条—第21条の6)

第5章 個人情報保護審議会(第22条)

第6章 事務の委託等及び受託者等の責務(第23条・第24条)

第7章 民間部門の個人情報の保護(第25条—第29条)

第8章 雑則(第30条—第35条)

第9章 罰則(第36条—第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、実施機関における個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障するとともに、民間部門における個人情報の取扱いについての武蔵村山市(以下「市」という。)の役割を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議長をいう。

2 この条例(第7章を除く。)において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書([武蔵村山市情報公開条例\(平成18年武蔵村山市条例第20号\)第2条第2項](#))に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この条例において「法人等」とは、法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)その他の団体をいう。

6 この条例において「事業者」とは、法人等及び事業を営む個人をいう。

全部改正〔平成17年条例25号〕、一部改正〔平成18年条例20号〕

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、その所属職員に対して、個人情報の適正な取扱いについて指導及び監督に努

めなければならない。

3 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例25号〕

第2章 個人情報の取扱い

一部改正〔平成17年条例25号〕

(保有の制限及び利用目的の特定等)

第5条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務の目的を達成するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報を保有してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、本人の同意があるとき、又は実施機関が第22条第1項に規定する武蔵村山市個人情報保護審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて特に行政執行上必要があると認めるときを除く。

(1) 個人の思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる事実に関する事項

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて個人の権利利益を侵害するおそれがあると認める事項

3 実施機関は、第1項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

4 実施機関は、利用目的を変更するときは、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 法令等の根拠

(3) 個人情報の利用目的

(4) 個人情報の記録項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 本人の親族、法定代理人又は代理人(以下「家族等」という。)の同意があるとき。ただし、

本人が拒む旨を明らかにしているときを除く。

(4) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から直接収集することができないとき。

(7) 争訟、選考、指導、相談等を行う場合において、本人から直接収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

(8) 次条第2項の外部提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定に基づき本人以外のものから個人情報を収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 法令等、規則、要綱等の規定により、本人又は家族等が申請行為その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定により収集したものとみなす。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(適正管理)

第9条 実施機関は、保有個人情報の管理責任者を置き、次に掲げる事項について必要な措置を講じさせなければならない。

(1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする事。

(2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報の保有の必要がなくなったときは、速やかに当該保有個人情報を廃棄し、又は消除しなければならない。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(電子計算組織の結合の禁止)

第10条 実施機関は、電子計算組織(与えられた一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。以下同じ。)により個人情報を処理す

るときは、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他市以外の者の電子計算組織との電気通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) その者が電子計算組織により個人情報を処理する市の事務を受託する者であるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により電気通信回線による結合を行った場合において個人情報の漏えい若しくは不適正な利用又はそのおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて、電気通信回線の結合の停止等必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急を要すると認めるときは、審議会の意見を聴かずに同項の措置を講じることができる。
- 4 前項の規定による措置を講じたときは、実施機関は、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成13年条例3号・14年26号・17年25号〕

第3章 保有個人情報の開示請求等の権利

全部改正〔平成17年条例25号〕

(開示の請求)

第11条 何人も、実施機関に対して、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(開示請求の手続)

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている業務の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第11条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人とする。以下この条、次条第2項及び第15条の4において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、

- 開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 試験、選考、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な事務が行えなくなるおそれ
 - イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報
全部改正〔平成17年条例25号〕、一部改正〔平成17年条例25号〕

(一部開示)

- 第14条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
全部改正〔平成17年条例25号〕

(保有個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(開示請求に対する決定)

第15条の2 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)をし、開示請求者に対し書面によりその旨を通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同項の書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該決定の日から1年以内に当該開示しないこととした保有個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を併せて通知するものとする。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(開示決定等の期限)

第15条の3 前条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条の4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの(市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第21条の5第1項及び第37条を除き、以下「第三者」という。)が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(開示の実施)

第15条の5 保有個人情報の開示は、第15条の2第1項の規定による通知書により指定する日時及び場所において実施する。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第11条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により実施する。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(訂正の請求)

第16条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認め

るときは、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(訂正請求の手続)

第16条の2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている業務の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(訂正義務)

第16条の3 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(訂正請求に対する決定)

第16条の4 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をし、当該訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し書面によりその旨を通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、同項の書面によりその理由を示さなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(訂正の決定の期限)

第16条の5 前条第1項の決定は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第16条の2第3項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第15条の3第2項の規定は、前条第1項の決定について準用する。この場合において、同項中「30日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(利用停止の請求)

第17条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して保有されているとき、第7条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用をされているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消除
- (2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して外部提供をされているとき 当該保有個人情報の外部提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による措置の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(利用停止請求の手続)

第17条の2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている業務の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第12条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(利用停止義務)

第17条の3 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消除又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)をしなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(利用停止請求に対する決定)

第17条の4 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をし、当該利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し書面によりその旨を通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、同項の書面によりその理由を示さなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(利用停止の決定の期限)

第17条の5 第16条の5の規定は、前条第1項の決定について準用する。この場合において、第16条の5第1項中「第16条の2第3項」とあるのは、「第17条の2第2項」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(費用の負担)

第18条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示をする場合において、保有個人情報の写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用(文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成に要する費用を除く。)は、開示請求者の負担とする。

全部改正〔平成17年条例25号〕、一部改正〔平成20年条例20号〕

第4章 苦情の申出、救済手続及び個人情報保護審査会

(苦情の申出)

第19条 この条例に基づき実施機関が行った個人情報の取扱いについて苦情がある者は、実施機関に対して、苦情の申出をすることができる。

2 実施機関(議長を除く。以下この章において同じ。)は、前項の苦情の申出があった場合は、必要に応じ武蔵村山市情報公開条例第20条第1項に規定する武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講じなければならない。

一部改正〔平成17年条例25号・18年20号〕

(救済手続)

第20条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等(第16条の4第1項の決定をいう。以下同じ。)又は利用停止決定等(第17条の4第1項の決定をいう。以下同じ。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく異議申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、審査会に諮問して、当該異議申立てについての決定を行うものとする。

(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条の3において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定で、異議申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

一部改正〔平成17年条例25号〕

(諮問をした旨の通知)

第20条の2 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

追加[平成17年条例25号]

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第20条の3 第15条の4第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

追加[平成17年条例25号]

第21条 削除

削除[平成18年条例20号]

(審査会の調査権限)

第21条の2 審査会は、必要があると認めるときは、第20条の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、異議申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は諮問庁(以下「異議申立人等」という。)に意見書等又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

追加[平成17年条例25号]

(意見の陳述)

第21条の3 審査会は、異議申立人等から申出があったときは、当該異議申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた異議申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

追加[平成17年条例25号]

(意見書等の提出)

第21条の4 異議申立人等は、審査会に対し、意見書等又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書等又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

追加[平成17年条例25号]

(提出資料の閲覧)

第21条の5 異議申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項に規定する閲覧の日時及び場所を指定することができる。

追加[平成17年条例25号]

(審査手続の非公開)

第21条の6 審査会の行う異議申立てに係る審査の手続は、公開しない。

追加[平成17年条例25号]

第5章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第22条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、武蔵村山市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) この条例によりその権限に属する事項

- (2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項
 (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項
- 3 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。
- (1) 学識経験者 5人
 (2) 市民 5人
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

一部改正〔平成17年条例25号〕

第6章 事務の委託等及び受託者等の責務

一部改正〔平成17年条例20号〕

(事務の委託等)

第23条 実施機関は、個人情報を処理する事務を外部に委託するとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定をするときは、当該事務を受託する者(以下「受託者」という。)又は当該指定を受けるもの(以下「指定管理者」という。)に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

一部改正〔平成17年条例20号〕

(受託者等の責務)

第24条 受託者及び指定管理者は、受託し、又は指定管理者の指定を受けて行う事務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 前項の事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

一部改正〔平成17年条例20号〕

第7章 民間部門の個人情報の保護

全部改正〔平成17年条例25号〕

(事業者の責務)

第25条 事業者は、事業の実施に当たっては、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この章において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(市が出資等を行う法人の責務)

第26条 市が出資し、又は事業運営費等を助成している公共的団体は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(個人情報の保護の普及促進)

第27条 市長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

2 市長は、市民に対して、その権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に係る意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

追加〔平成17年条例25号〕

(事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情の処理)

第28条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情があったときは、その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

全部改正〔平成17年条例25号〕

(説明又は資料の提出の要求等)

第29条 市長は、前条の処理のため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明又は資料の提出を受け、事業者が行う個人情報の取扱いが

- 不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対して、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。
- 3 市長は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができる。
- 4 市長は、必要に応じて前項の規定による勧告に係る事実に関する情報を公表することができる。
- 5 前各項の規定は、次の各号に掲げる事業者が当該各号に定める目的のために個人情報を取り扱う場合については、適用しない。
- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的
 - (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - (4) 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
 - (5) 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
- 全部改正〔平成17年条例25号〕
- 第8章 雑則**
- 追加〔平成17年条例25号〕
- (個人情報目録の作成)
- 第30条** 市長は、各実施機関における保有個人情報の検索に必要な目録を備え、一般の閲覧に供しなければならない。
- 追加〔平成17年条例25号〕
- (運用状況の公表)
- 第31条** 市長は、この条例の運用状況を毎年1回公表しなければならない。
- 追加〔平成17年条例25号〕
- (他の制度との調整等)
- 第32条** 他の法令等に保有個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写し等の交付、訂正又は利用の停止等について規定されているときは、これらの手続は、その定めるところによる。
- 2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 3 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報(同一の図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。)については、適用しない。
- 追加〔平成17年条例25号〕、一部改正〔平成21年条例4号〕
- (適用除外)
- 第33条** 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第3章の規定は、適用しない。
- 追加〔平成17年条例25号〕
- (国及び地方公共団体との協力)
- 第34条** 市長は、個人情報の保護を図るため、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。
- 追加〔平成17年条例25号〕
- (委任)
- 第35条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
- 追加〔平成17年条例25号〕
- 第9章 罰則**
- 追加〔平成17年条例25号〕
- 第36条** 実施機関の職員、受託事務に従事している者若しくは指定管理者の管理する市の公の

施設の管理事務に従事している者又はこれらの者であった者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例25号〕

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例25号〕

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例25号〕

第39条 第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例25号〕、一部改正〔平成18年条例20号〕

第40条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

追加〔平成17年条例25号〕

(両罰規定)

第41条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が当該受託者又は指定管理者の業務に関し、第36条又は第37条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託者又は指定管理者に対して、各本条の罰金刑を科する。

追加〔平成17年条例25号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年6月1日から施行する。ただし、第21条及び第22条の規定は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の保管等をしているものの届出については、第6条第1項中「個人情報の保管等を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を」とあるのは、「個人情報の保管等について、次の各号に掲げる事項を」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 第3章並びに第19条及び第20条の規定は、実施機関がこの条例の施行の日以後に個人情報の保管等を新たに開始するものについて適用し、同日前に個人情報の保管等をしているものについては、整理が完了したものから適用する。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の保管等については、この条例の規定により行った個人情報の保管等とみなす。

附 則(平成13年3月8日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月6日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月3日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の第15条の規定によりされた請求に係る処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月9日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。